

学校法人 信州長野学園
ステップ高等学校

教務規定

(総則)

第1条 この規定は、ステップ高等学校学則(以下「学則」という)第5章に基づく成績評価、履修、単位修得、各学年における課程の修了及び卒業認定等に関する事項を定めることを目的とする。

- 2 履修、単位修得、各学年における課程の修了及び卒業認定は、学校長がこれを行う。
- 3 学期は、学年を前期・後期の二期に区分する。

(教育課程)

第2条 教育課程の編成は、法令、高等学校学習指導要領の定める基準により、校長が編成する。

- 2 教育課程は、本校の教育理念と教育目標に基づき、生徒の個性を尊重し育むことを考慮したうえで、本校の特色をいかした編成とする。尚、教育課程の削減並びに変更を行う場合は、履修中及び履修予定の生徒に対して十分考慮した上で行わなければならない。

(学習指導)

第3条 学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、添削指導、面接指導、試験等の方法により行う。

(履修登録)

第4条 各教科・科目及び総合的な探究の時間の履修にあたって、在學生徒は3月中に次年度の登録を、新入生及び転編入生は本校入学試験の合格通知書到着後2週間以内に当年度の登録を、標準履修配当に基づき当校教務が履修表を作成し、校長に承認を受けなければならない。但し、休学及び除籍、退学となった生徒はこの限りではない。

- 2 後期転入生は、前籍校で履修を認定された科目について、本校で継続して履修することで、当該科目の前期分の添削指導課題(以下レポートという。)の提出が免除される。

第5条 教務担当は、生徒の卒業までに、生徒が過去に在籍した高等学校ならびに本校での、在学期間の通算が3年以上、必履修科目を含めた各教科・科目及び総合的な探究の時間、HR活動の修得単位数の合計が原則81単位以上とする。ただし、生徒から履修科目に関する申し出があった場合ならびに転編入生については、生徒の状況を鑑み校長が別途定める。

- 2 前籍校での在籍期間及び在学期間を通算するにあたっては、1カ月単位で算入するものとする。
- 3 学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は、合わせて20単位を超えることができない。

第6条 生徒が過去に在籍した高等学校の専門学科において専門教科・科目の単位を修得しているときは、20単位を超えない範囲で前条1項の合計単位数から減じることができる。

第7条 既に修得している科目及び総合的な探究の時間の学習内容の履修は、原則できない。

2 当該科目の評定が「1」の科目の場合は、再履修をすることができる。

第8条 在学する上で履修登録しなければならない年度毎の最小単位数は8単位とする。但し、卒業延期となった生徒についてはこの限りではない。

第9条 履修登録できる年度毎の最大単位数は30単位を原則とする。但し、生徒・保護者からの要望を受け、校長が考慮すべき特別な事情であると判断した場合、生徒の学力に応じて半期18単位、通年36単位を超えない範囲での履修を認める。

第10条 本校は単位制であるため、便宜上、在学期間に応じた年次を設ける。

2 在学期間が1年未満の生徒を1年次、1年以上2年未満の生徒を2年次、2年以上3年未満の生徒を3年次、3年以上4年未満の生徒を4年次とする。5年以上の生徒についてはこれに準じる。

(留学)

第11条 校長は、教育上有益と認めるときには、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。

第12条 留学期間が満了し復帰した生徒について、外国の高等学校における履修証明書及び成績証明書に基づき、外国の高等学校における履修を本校の履修と見なし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第13条 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、学年の途中においても学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(添削指導)

第14条 添削指導は、全日制課程、定時制課程の「授業」に相当するものであることから、正誤の指摘、誤答に対する正答の記載に加え、誤答の内容を踏まえた解説や自学自習を進めていく上での助言等を記載しなければならない。

2 添削指導は、各教科・科目においては当該教科・科目の免許を有する教員が、総合的な探究の時間においては教員が、本校又は連携協力を行う協力校その他の学校施設(以下、面接指導等実施施設という)で行う。

3 添削指導は、生徒が期日までに提出した規定枚数の各教科・科目毎のレポートに対して

行う。前期のレポートの提出期日は、5月、6月に設け、後期のレポートの提出期日は11月、12月、1月に設ける。

- 4 提出期日までに提出されたレポートは、各教科教員が速やかに添削指導を終えなければならない。
- 5 レポートは100点満点とし、30点以上を合格とする。30点に満たないレポートは、誤答に対する正答の記載を除いた添削指導を行った上で再提出を求める。再提出のレポートは、得点の上限は30点となる。
- 6 期日を超えて提出されたレポートの得点は前項に準じる。

第15条 次年度のレポートは、当年度の各教科・科目担当が作成し、模範解答を添えて年度末までに教務担当者へ提出する。

- 2 作成したレポート及び模範解答は、教務担当者へ提出する前に教科内で充分に見直し、提出後の訂正がないようチェックを行う。チェックは作成者を含め原則2名以上で行うこととする。

(面接指導)

第16条 面接指導は、各教科・科目においては当該教科・科目の免許を有する本校の教員が、総合的な探究の時間においては本校の教員が、本校並びに面接指導等実施施設で、学習指導要領の定めるところにより行う。

- 2 面接指導は、添削指導等を通して明らかになった個々の生徒のもつ学習上の課題を勘案し、自宅学習を進める上で必要な知識について教えたり、示唆を与えたり、学ぶ意欲が高まるよう行うものとする。
- 3 同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。
- 4 1日に1人の生徒に対して行う面接指導の時間数は8単位時間を超えてはならない。1人の教員が行う面接指導の時間数はこれに準じる。
- 5 私語等により他の生徒の学習の妨げとなる生徒は退出させ別室で指導を行うが、当該科目の出席は認定しない。
- 6 生徒は年度毎に設けるスクーリングに参加しなければならない。但し、校長が、忌引き並びに公欠などやむを得ない事情によるものと判断した場合、若しくは、出校停止を命じた場合は、補講スクーリングに参加するものとする。

(特別活動)

第17条 特別活動は、本校の教員が、本校並びに面接指導等実施施設等で、学習指導要領の定めるところにより行う。

- 2 特別活動の時間数は年間10単位時間以上行うものとし、卒業までに30単位時間以上

行うものとする。

3 転入生・編入生の特別活動の時間数は別表2の通りとする。

(メディア視聴)

第18条 ステップ高等学校学則27条の規定ならびに生徒の実態等を考慮して、多様なメディアを利用した学習を実施することができる。

第19条 多様なメディアを利用して行う学習により面接指導時間数を免除するのは、原則、10分の6以内の時間数までとする。ただし、生徒の実態等を考慮し、校長が必要と判断した場合は、複数メディアを利用することで最大10分の8まで免除することができる。

第20条 次の各号に該当する場合は、メディアを利用した学習を認める。

- (1) 病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする生徒
- (2) いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である生徒
- (3) 仕事に従事しており、時間調整がつかない生徒
- (4) 海外での生活時間が長く、時間調整がつかない生徒
- (5) 災害や疫病等により、登校が困難と校長が判断した場合
- (6) その他、校長がメディア利用を必要と判断した場合

第21条 第20条に該当し、「メディア視聴による減免規定利用申請書」(別紙2)の提出(2枚)がなされ、校長が申請を承認した生徒が対象となる。

第22条 視聴報告書は、校長の管理の下、担当教員(該当教科の教員免許状所有者)が添削をおこない生徒に返却する。

(出席・遅刻・早退等)

第23条 出席時数の認定は、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導の開始時間から終了時間まで出席した生徒、並びに特別活動の開始時間から終了時間まで参加した生徒に対して行うことを原則とする。

- 2 指導担当者は、各開始時間に遅れた生徒を、入室もしくは参加させることで他の生徒の学習の妨げとならない範囲で、入室もしくは参加させることができる。尚、同生徒を入室もしくは参加させることで他の生徒の学習を著しく妨げる恐れがあると指導担当者が判断した場合は、当該生徒を別室または別の場所に移動させ指導しなければならない。
- 3 各開始時間より終了時間までの出席もしくは参加の認められなかった生徒は、欠席とし、出席時数を認定しない。
- 4 各開始時間より5分以内に入室もしくは参加した場合は、遅刻とし、出席時数を認定する。

- 5 各終了時間5分前から終了時間までに退出もしくは離脱した場合は、早退とし、出席時数を認定する。
- 6 各開始時間より5分を超えて入室もしくは参加した場合、又は各終了時間まで5分を待つことなく退出もしくは離脱した場合は、欠席扱いとし、出席時数を認定しない。但し、公共交通機関の遅延により入室もしくは参加が遅れた場合は、各開始時間より 25 分以内に限り、出席時数を認定する。
- 7 指導担当者は、生徒の出席状況を明らかにした出席簿を当日中に作成し、校長に提出しなければならない。
- 8 出席簿の表記は、出席を空欄、欠席を斜線、遅刻を「×」、早退を「○」、出校停止を「停」で表すものとする。

(出校日数)

第24条 出校日数は、各教科・科目及び総合的な探究の時間の面接指導に出席した日数と特別活動に出席した日数を合わせたものとする。但し、補習指導等のために出校した日のある場合は、「補習指導等の日数も含む」と備考欄に明記し、補習指導に出校した日数を加算する。

(単位認定試験)

第25条 単位認定に係る試験(以下単位認定試験という)は、本校の教員が本校又は面接指導等実施施設で実施するものとする。また、前期の学習分の試験を7月に、後期の学習分の試験を翌年2月に実施することを原則とする。

- 2 生徒は、単位認定試験までに規定の添削指導回数と面接指導時数を受けた科目についてのみ受験することができる。但し、前期単位認定試験の受験に当たっては、メディアを利用して行った学習の報告課題(以下メディア視聴報告書という)の前期分の提出を以て規定の面接指導時数を受けたものと同様に扱うものとする。
- 3 前期卒業予定生は、前期単位認定試験までに当該科目で規定する回数の添削指導ならびにメディア視聴報告書の全てを合格するとともに規定の面接指導出席時数を満たし、学費を完納していなければならない。
- 4 前項以外の生徒は、後期単位認定試験までに当該科目で規定する回数の添削指導並びにメディア視聴報告書の全てを合格するとともに規定の面接指導出席時数を満たし、学費を完納していなければならない。
- 5 1項から4項までの規定に拘わらず、校長が生徒・保護者の事情により配慮を要すると判断した場合はこの限りではない。

第26条 単位認定試験の実施・管理は、教務が分掌するものとする。

- 2 前期及び後期単位認定試験の実施案内は、原則、各々試験期間の30日前までに文書

で生徒へ通知する。

第27条 単位認定試験の本試験の合格点数は30点以上とし、素点で評価する。合格点数に満たない場合は、追試験または再学習課題を提出し合格することで、本試験に合格したものと見なす。但し、評価は30点となる。

2 校長により、忌引き並びに公欠などやむを得ない事情で本試験を欠席したと判断された生徒、もしくは、出校停止を命じられた生徒は、再試験を受験することができる。再試験については本試験に準じる。

3 単位認定試験を前項以外の事由で欠席した生徒は、追認試験を受けることができる。追認試験の合格点数は30点以上とし、評価は30点となる。合格点数に満たない場合は、追試験または再学習課題を提出し合格することで、追認試験に合格したものと見なす。但し、評価は30点となる。

4 本試験、再試験、追認試験のいずれの単位認定試験も受験しなかった場合、次に掲げる各号のいずれかを満たせば、特別課題に合格することで後期に追認試験を受けることができる。

(1) 前期単位認定試験のいずれも受験しなかった生徒で、前期分の当該科目で規定する回数の添削指導を全て合格し、後期単位認定試験の素点が60点以上ある場合。

(2) 後期単位認定試験のいずれも受験しなかった生徒で、後期分に当該科目で規定する回数の添削指導を全て合格し、前期単位認定試験の素点が60点以上ある場合。

5 総合的な探究の時間の単位認定試験は行わない。

(学習等支援施設)

第28条 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援については、面接指導等実施施設に加えて教育上及び安全上支障がない施設で行う。

(通信教育連携協力施設)

第29条 面接指導等実施施設及び学習等支援施設(以下通信教育連携協力施設という)が長野県外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準を参酌しなければならない。但し、当該基準の定めのないとき又は公表されていないときはこの限りではない。

(学習の評価・成績評価)

第30条 各教科・科目及び総合的な探究の時間及び特別活動の観点別学習状況は、各担任が高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らしてその達成状況を観点毎に評価する。評価は A・B・

C の3段階とし、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとする。

- 2 観点毎の評価の算出に当たっては100点満点法を用い、知識・技能及び思考・判断・表現は、レポート40%、テスト60%、態度は、レポート50%、視聴学習30%、面接指導20%になるように算出し、80点以上ならばA、80点未満50点以上ならばB、50点未満ならばCとする。

ただし、メディア視聴を申請していない生徒の態度については、レポート70%、面接指導30%とする。

- 3 各教科・科目の評定は、高等学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、各教科・科目担当が生徒の実態に即して定めた当該教科・科目の目標や内容に照らし、その実現状況をレポート、面接指導、単位認定試験で総合的に計ることによって評価する。

評価は5・4・3・2・1の5段階とし、「十分満足できるもののうち、特に程度が高い」状況と判断されるものを5、「十分満足できる」状況と判断されるものを4、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを3、「努力を要する」状況と判断されるものを2、「努力を要すると判断されるもののうち、特に程度が低い」状況と判断されるものを1とする。

- 4 評価の算出に当たっては100点満点法を用い、レポート評価が40%、面接指導が10%、前期並びに後期単位認定試験の評価が60%になるように算出し、85点以上ならば5、85点未満70点以上ならば4、70点未満50点以上ならば3、50点未満30点以上ならば2、30点未満ならば1とする。

- 5 前項によらず、単位認定会議までに既定の枚数のレポートが合格していない場合、又は既定のスケーリング出席時数を満たしていない場合、又は本試験、再試験、追認試験のいずれも合格のない場合は、1とする。

第31条 同一教科・科目の評定は、指導レベルが同じ場合は、評定平均がおおむね3.0となるよう配慮する。

(単位認定)

第32条 校長は、前期卒業生に対しては7月上旬に、後期卒業生に対しては2月中旬に、その他の生徒に対しては2月中旬に、それぞれ単位認定会議を経て、評定が「2」以上の科目についてその単位の修得を認定する。

第33条 校長は、次に掲げる生徒の学修を本校における科目の履修とみなし、修得済み当該科目の単位に加えることができる。但し、単位数を加えたときに、本校が設定している当該科目の単位数の2倍を超えないものとする。

- (1) 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修、専修学校の高等課程における学修、専修学校の専

門課程における聴講生としての学修。

(2) 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る生徒の学修。

(3) 継続的に行われるボランティア活動や校長が認めた企業、工場、農場等での就業体験に係る学修。

2 前項の規定に基づき加えることのできる単位数は、その合計が36を超えないものとする。

第34条 校長は、高等学校卒業程度認定試験規則の定めるところにより合格点を得た試験科目に係る生徒の学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

(卒業認定)

第35条 校長は、9月上旬又は2月中旬の卒業判定会議において、次の各号を全て満たした生徒について卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

(1) 高等学校の在学期間が通算3年以上である。

(2) 必履修科目を含めた所定の科目の単位を74単位以上修得している。

(3) 特別活動に30単位時間以上出席している。

(4) 学費を完納している。

2 転編入生については、前項に加えて、原則、本校での在学期間が3カ月以上、かつ、本校での履修単位が8単位以上であることとする。

第36条 前期卒業予定者が卒業予定日を延長して学習を継続する場合は、前期単位認定試験開始までに在籍延長手続きと履修変更手続きにより、履修中の科目を通年履修に変更できる。通年履修に変更した科目は、前期分の学習を継続して通年で学習することとする。

(追認定)

第37条 生徒の状況に応じて、3月末まで個別に追認定指導を実施することができる。追認定指導の結果、すべての科目等の単位の修得を認め得るに至った場合、当該生徒について、進級・卒業の認定を行う。

(在籍期間)

第38条 本校の最長在籍期間は8年とする。但し、特に配慮すべき事情があると校長が認めた場合、在籍期間を延長することができる。

附則

この規定は、2022年4月1日から施行する

別表 I

| 転入時期の目安 | | 前籍校在籍期間数 | 特別活動時間 消化済みの時間数 | 特別活動時間 消化しなければいけない時間数 |
|---------|------|----------|--------------------|--------------------------|
| 1年生 | 4月 | 0ヶ月 | 0時間 | 30時間 |
| | 5月 | 1ヶ月 | 0時間 | 30時間 |
| | 6月 | 2ヶ月 | 1時間 | 29時間 |
| | 7月 | 3ヶ月 | 2時間 | 28時間 |
| | 8月 | 4ヶ月 | 3時間 | 27時間 |
| | 9月 | 5ヶ月 | 4時間 | 26時間 |
| | 10月 | 6ヶ月 | 5時間 | 25時間 |
| | 11月 | 7ヶ月 | 5時間 | 25時間 |
| | 12月 | 8ヶ月 | 6時間 | 24時間 |
| | 1月 | 9ヶ月 | 7時間 | 23時間 |
| | 2月 | 10ヶ月 | 8時間 | 22時間 |
| | 3月 | 11ヶ月 | 9時間 | 21時間 |
| 2年生 | 4月 | 12ヶ月 | 10時間 | 20時間 |
| | 5月 | 13ヶ月 | 10時間 | 20時間 |
| | 6月 | 14ヶ月 | 11時間 | 19時間 |
| | 7月 | 15ヶ月 | 12時間 | 18時間 |
| | 8月 | 16ヶ月 | 13時間 | 17時間 |
| | 9月 | 17ヶ月 | 14時間 | 16時間 |
| | 10月 | 18ヶ月 | 15時間 | 15時間 |
| | 11月 | 19ヶ月 | 15時間 | 15時間 |
| | 12月 | 20ヶ月 | 16時間 | 14時間 |
| | 1月 | 21ヶ月 | 17時間 | 13時間 |
| | 2月 | 22ヶ月 | 18時間 | 12時間 |
| | 3月 | 23ヶ月 | 19時間 | 11時間 |
| 3年生 | 4月 | 24ヶ月 | 20時間 | 10時間 |
| | 5月 | 25ヶ月 | 20時間 | 10時間 |
| | 6月 | 26ヶ月 | 21時間 | 9時間 |
| | 7月 | 27ヶ月 | 22時間 | 8時間 |
| | 8月 | 28ヶ月 | 23時間 | 7時間 |
| | 9月 | 29ヶ月 | 24時間 | 6時間 |
| | 10月 | 30ヶ月 | 25時間 | 5時間 |
| | 11月 | 31ヶ月 | 25時間 | 5時間 |
| | 12月 | 32ヶ月 | 26時間 | 4時間 |
| | 1月 | 33ヶ月 | 27時間 | 3時間 |
| | 2月 | 34ヶ月 | 28時間 | 2時間 |
| 3月 | 35ヶ月 | 29時間 | 1時間 | |

令和 年 月 日

ステップ高等学校
学校長 丹羽 洋介 殿

メディア減免申請書

私は、次の科目(2枚目)について、メディア視聴による減免規定を利用します。

生徒氏名: _____ (印)

保護者氏名: _____ (印)

TEL: _____

| 学校長 | 副校長 | 教務 | 担任 |
|-----|-----|----|----|
| | | | |